



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課） 1
- 道路の区域の決定（道路管理課） 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立図書館） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立図書館） 4

訓 令

- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（総合情報政策課） 6

告 示

沖縄県告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成30年 4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

(3) 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金並びにその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

沖縄県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成30年4月24日から同年5月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
宮古島市伊良部字伊良部1505番2から 宮古島市伊良部字佐和田1674番2まで	11.5m ～ 69.9m	2,774.0m

沖縄県告示第208号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正測量）

沖縄県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年3月20日から同年5月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年 7月13日から平成30年 3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年 4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年 7月21日から平成30年 3月 9日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年 4月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村字大木及び字大湾地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年 9月 4日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び4級水準点測量）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年 4月24日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県立図書館移転・配架業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成30年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 直近3事業年度内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種又は類似の契約を締結し、かつ、履行した実績があること。
 - (4) 窓口責任者又は現場常駐責任者のいずれか（以下「主たる従事者」という。）に同規模（15万冊以上の図書等の移転又は5,000平方メートル以上のオフィス・商業施設の移転）の業務を履行した実績を有する者を配置することができること。
 - (5) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 全ての構成員が、(1)及び(2)の要件を満たしていること。
 - イ いずれかの構成員が、(3)及び(4)の要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体の各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年

間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、発行後3か月経過していない登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 直近3事業年度内に国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種又は類似の契約を締結し、かつ、履行した実績を証する書類

キ 主たる従事者に同規模（15万冊以上の図書等の移転又は5,000平方メートル以上のオフィス・商業施設の移転）の業務を履行した実績を有する者を配置することを証する書類

ク 共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、共同企業体を結成することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立図書館 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-834-7916

(3) 申請書等の受付期間 平成30年4月25日（水曜日）から同年5月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月29日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県立図書館移転・配架業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付

するので、次のとおり公告する。

平成30年4月24日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立図書館移転・配架業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年11月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成30年4月24日付け沖縄県公報定期第4637号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年4月25日（水曜日）から同年5月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立図書館 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-834-7916

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年4月25日（水曜日）から同年5月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年6月4日（月曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県立図書館3階研修室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年4月25日（水曜日）から同年5月18日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立図書館
- (2) 所在地 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成30年6月1日(金曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立図書館に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICE TO BE REQUIRED
Moving of prefectural library 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) DATE FOR BIDS
11:00 a.m. June 4, 2018
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Library
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-0064 Japan
Telephone 098-834-7916

訓 令

沖縄県訓令第15号

沖縄県病院事業局訓令第5号

知 事 部 局
病 院 事 業 局

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程を次のように定める。

平成30年4月24日

沖 縄 県 知 事 翁 長 雄 志
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 我 那 覇 仁

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に定めるもののほか、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の適切かつ能率的な運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信統制 総括管理者又は統制管理者が通信の制限を行うことをいう。
- (2) 総括管理者 通信設備の管理及び通信の運用を総括する者をいう。
- (3) 統制管理者 防災に関する通信の運用を総括する者をいう。
- (4) 副総括管理者 総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代行する者をい

- う。
- (5) 副統制管理者 統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代行する者をいう。
- (6) 通信管理者 総括管理者又は統制管理者の命を受け、無線局及び通信所の運用及び管理を行う者をいう。
- (7) 無線局所 無線局及び通信所をいう。
(無線局所)

第3条 無線局所の区分は、次のとおりとする。

区分	内容
県庁局	ネットワーク全体の通信施設の運用及び管理を総括する無線局をいう。
中継局	無線中継を行うための無線局、無給電で無線中継を行う施設及び有線で中継を行う機関をいう。
支部局	北部合同庁舎、中部合同庁舎、南部合同庁舎、宮古合同庁舎及び八重山合同庁舎に設置する無線局をいう。
端末局	支部局を除く県の出先機関、市町村役所（場）、消防本部（局）、国の出先機関、その他防災関係機関の事務所に設置する無線局をいう。
移動局	車両に搭載し、又は携帯して県下一円を移動範囲とする無線局をいう。
通信所	有線で接続して通信を行う機関をいう。
地球局	一般財団法人自治体衛星通信機構の管理する地域衛星通信ネットワーク（以下「地域衛星通信ネットワーク」という。）の地球局であって、県庁に設置した無線局をいう。
V S A T局	地域衛星通信ネットワークの超小型地球局であって、宮古合同庁舎、八重山合同庁舎、南大東村役場及び北大東村役場に設置した無線局をいう。

- 2 無線局所の種別、識別信号及び設置場所は、別表のとおりとする。
(管理者の配置)

第4条 無線局所に次に掲げる管理者を置く。

区分	管理者名	管理者に充てる者
県庁局 地球局	総括管理者	企画部長
	統制管理者	知事公室長
	副総括管理者	企画部総合情報政策課長
	副統制管理者	知事公室防災危機管理課長
中継局 通信所	副総括管理者	企画部総合情報政策課長
支部局	通信管理者	北部土木事務所長、中部土木事務所長、南部土木事務所長、宮古事務所長及び八重山事務所長
端末局	通信管理者	端末局が設置されている県出先機関の長
移動局	通信管理者	移動局が配置されている県本庁の課長及び県出先機関の長
V S A T局	通信管理者	宮古事務所長及び八重山事務所長

(無線従事者)

第5条 無線局に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、法第39条に規定する無線設備の操作を行うとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 無線局業務日誌（第1号様式）を作成すること（県庁局に限る。）。
- (2) 通信設備の点検整備が行われるときは、これに立ち会うこと。
- (3) 予備発電機の機能を常に維持すること。
- (4) その他無線通信の運用に関する事務を行うこと。

（通信担当者）

第6条 通信所に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、有線設備の操作を行うとともに、前条第2項各号に掲げる業務を行う。

（通信の内容等）

第7条 通信の内容は、地方行政事務を遂行するために必要なものでなければならない。

- 2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

（秘密の保持）

第8条 無線局所の業務に従事する者は、その職務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（運用時間）

第9条 無線局所の運用時間は、常時とする。

（通信の種類）

第10条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) **ダイヤル通信** 無線局所相互間において、ダイヤル接続で音声又はファクシミリにより行う通信をいう。
- (2) **一斉指令** 県庁局から支部局、端末局及び移動局へスキャナ又はデータにより一斉通報する通信をいう。
- (3) **直通回線** 緊急時に県災害対策本部と市町村災害対策本部とを直結する通信をいう。
- (4) **テレビ会議** 県庁局と支部局相互間で行うテレビ会議をいう。
- (5) **データ通信** 県庁局、各支部局、端末局等間で行うデータの送受信をいう。
- (6) **映像配信** 県庁局から支部局及び市町村に設置された端末局へ映像を配信することをいう。

（一斉通信）

第11条 一斉通信は、次の表の左欄に掲げる発信場所から行うものとし、その通信は、同表の中欄に掲げる通信区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる無線局所に対して行うものとする。

発信場所	通信区分	対象無線局所
本庁舎14階通信統制室及び防災危機管理課	全局一斉	全無線局所
	支部局一斉	全支部局
	管内一斉	各支部局管内の全無線局所
	市町村一斉	全市町村無線局所
	消防本部一斉	全消防本部（局）無線局所
	任意局一斉	任意に選択した無線局所

- 2 一斉通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) **スキャナー一斉** 前項に掲げる発信場所からスキャナで読み取った原稿を画像により各無線局所に対して行う一斉通信をいう。
- (2) **データ一斉** 前項に掲げる発信場所からデータにより各無線局所に対して行う一斉通信をいう。
- (3) **気象一斉** 沖縄気象台から発表された気象情報をデータにより県庁局経由で自動的に端末局に対して行う一斉通信をいう。

（通信統制）

第12条 総括管理者又は統制管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他特に必要があると認めるときは、通信統制を行うことができる。

（通信統制の通知）

第13条 前条の規定により通信統制を行う者（以下「統制者」という。）は、緊急の場合を除き、通信統制の理由、通信統制の開始時刻、通信統制の解除予定時刻その他必要な事項を関係の通信管理者に通知しなければならない。

2 統制者は、通信統制を解除したときは、直ちにその旨を関係の通信管理者に通知しなければならない。
（通信統制時の通信）

第14条 県内全地域又は特定地域を対象として通信統制が行われている場合において、通信統制が行われている地域との通信を必要とするときは、統制者に通信の申込みをすることができるものとする。

2 前項の規定により通信の申込みを行う場合は、無線局所名又は課名、無線電話番号、氏名、通信先及び通信の種類を告げるものとする。
（維持管理）

第15条 総括管理者は、常に通信設備の状態を把握し、その機能が十分発揮できるよう維持管理しなければならない。

2 副総括管理者及び通信管理者は、無線局所の通信設備が正常な機能を果たせるよう日常の管理を行うものとし、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 通信管理者は、無線局所の通信設備を変更する必要があるとき、若しくは異常を認めたとき、又は運用上支障が生じたときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

4 総括管理者は、障害の発生等により通信に支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、通信設備の保守に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
（異動報告）

第16条 通信管理者は、無線局所の通信管理者、無線従事者又は通信担当者が異動したときは、速やかに通信管理者等異動報告書（第2号様式）により総括管理者に報告しなければならない。

（通信の確保）

第17条 総括管理者又は統制管理者は、災害の発生その他特に必要と認めるときは、通信の確保を図るため、関係の通信管理者に必要な指示をするものとする。

2 前項の規定により指示を受けた通信管理者は、その指示に基づいて必要な措置をとらなければならない。

（補則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、ネットワークの運用管理に関し必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月24日から施行する。

別表（第3条関係）

無線局所の種別、識別信号及び設置場所

種別	識別信号	設置又は保管場所
県庁局	ぼうさいおきなわけん	沖縄県庁
地球局（県庁）	L A S C O M おきなわけんなはスーパー バードちきゅう	沖縄県庁
中継局	ぼうさいまえだ ぼうさいくらしき ぼうさいたの ぼうさいもとぶ ぼうさいおっぱ ぼうさいよざ ぼうさいみやぎ ぼうさいとかしき ぼうさいくめ ぼうさいだいにくめ ぼうさいいらぶ ぼうさいたらま	前田中継局 倉敷中継局 多野中継局 本部中継局 乙羽中継局 与座中継局 宮城中継局 渡嘉敷中継局 久米中継局 第二久米中継局 伊良部中継局 多良間中継局

	ぼうさいいしがき ぼうさいいりおもて ぼうさいよなぐに ぼうさいひがし ぼうさいかつれん ぼうさいきたなかぐすく ぼうさいにしはら ぼうさいいとまん ぼうさいざまみ ぼうさいとなき ぼうさいあぐにそん ぼうさいみなみだいとうそん ぼうさいきただいとうそん	石垣中継局 西表中継局 与那国中継局 東中継局 勝連中継局 北中城中継局 西原中継局 糸満中継局 座間味中継局 渡名喜中継局 粟国中継局 南大東中継局 北大東中継局
中継局（無給電）		第二本部中継局 第二渡嘉敷中継局
支部局	ぼうさいほくぶ ぼうさいちゅうぶ ぼうさいなんぶ ぼうさいみやこ ぼうさいやえやま	北部合同庁舎 中部合同庁舎 南部合同庁舎 宮古合同庁舎 八重山合同庁舎
V S A T局（支部）	L A S C O M 沖縄県沖縄スーパーバンド 可搬地球V001 L A S C O M 沖縄県沖縄スーパーバンド 可搬地球V002	宮古合同庁舎 八重山合同庁舎
端末局（県出先）	ぼうさいほくぶほけん ぼうさいほくぶびょういん ぼうさいちゅうぶびょういん ぼうさいなんぶほけん ぼうさいなんぶいりょう ぼうさいみやこほけん ぼうさいみやこびょういん ぼうさいやえやまびょういん	北部保健所 北部病院 中部病院 南部保健所 南部医療センター・こども医療センター 宮古保健所 宮古病院 八重山病院
端末局（市町村）	ぼうさいなごし ぼうさいくにおみそん ぼうさいおおぎみそん ぼうさいひがしそん ぼうさいなきじんそん ぼうさいもとぶちょう ぼうさいおんなそん ぼうさいぎのぞそん ぼうさいきんちょう ぼうさいいえそん ぼうさいいへやそん ぼうさいいぜなそん ぼうさいうるまし ぼうさいぎのわんし ぼうさいうらそえし ぼうさいおきなわし ぼうさいよみたんそん ぼうさいかでなちょう ぼうさいちゃたんちょう ぼうさいきたなかぐすくそん ぼうさいなかぐすくそん ぼうさいにしはらちょう ぼうさいなはし ぼうさいいとまんし ぼうさいとみぐすくし ぼうさいなんじょうし ぼうさいやえせちょう ぼうさいよなばるちょう	名護市役所 国頭村役場 大宜味村役場 東村役場 今帰仁村役場 本部町役場 恩納村役場 宜野座村役場 金武町役場 伊江村役場 伊平屋村役場 伊是名村役場 うるまし役所 宜野湾市役所 浦添市役所 沖縄市役所 読谷村役場 嘉手納町役場 北谷町役場 北中城村役場 中城村役場 西原町役場 那覇市役所 糸満市役所 豊見城市役所 南城市役所 八重瀬町役場 与那原町役場

	ぼうさいはえばるちょう ぼうさいくめじまちょう ぼうさいとかしきそん ぼうさいざまみそん ぼうさいとなきそん ぼうさいみやこじまし ぼうさいたらまそん ぼうさいいしがきし ぼうさいたけとみちょう ぼうさいよなぐにちょう	南風原町役場 久米島町役場（具志川庁舎） 渡嘉敷村役場 座間味村役場 渡名喜村役場 宮古島市役所 多良間村役場 石垣市役所 竹富町役場 与那国町役場
通信所		家畜改良センター通信所 総合教育センター通信所 恩納通信所（恩納村役場） 金武通信所（金武町役場）
端末局（通信所）		粟国通信所（粟国村役場） 久米島通信所（久米島町役場（仲里庁舎）） 南大東通信所（南大東村役場） 北大東通信所（北大東村役場）
V S A T 局（市町村）	L A S C O M 沖縄県沖縄スーパーバンド可搬地球V003 L A S C O M 沖縄県沖縄スーパーバンド可搬地球V004	南大東村役場 北大東村役場
端末局（消防本部）	ぼうさいなごししょうぼう ぼうさいくにがみちくしょうぼう ぼうさいもとぶなきじんしょうぼう ぼうさいきんちくしょうぼう ぼうさいおきなわししょうぼう ぼうさいぎのわんししょうぼう ぼうさいうらそえししょうぼう ぼうさいうるまししょうぼう ぼうさいにらいしょうぼう ぼうさいなかぐすくきたなかぐすくしょうぼう ぼうさいなはししょうぼう ぼうさいいとまんししょうぼう ぼうさいとみぐすくししょうぼう ぼうさいしまじりしょうぼう ぼうさいとうぶしょうぼう ぼうさいくめじまちょうしょうぼう ぼうさいみやこじまししょうぼう ぼうさいいしがきししょうぼう	名護市消防本部 国頭地区行政事務組合消防本部 本部町今帰仁村消防組合消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 沖縄市消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 うるま市消防本部 比謝川行政事務組合ニライ消防本部 中城北中城消防組合消防本部 那覇市消防局 糸満市消防本部 豊見城市消防本部 島尻消防、清掃組合消防本部 東部消防組合消防本部 久米島町消防本部 宮古島市消防本部 石垣市消防本部
端末局（防災関係機関）	ぼうさいおきなわきしょう ぼうさいかいじょうほあん ぼうさいえぬえちけいおきなわ ぼうさいにつせきおきなわ ぼうさいおきなわでんりよく	沖縄气象台 第11管区海上保安本部 NHK 沖縄放送局 日本赤十字社沖縄県支部 沖縄電力株式会社
移動局	ぼうさいおきなわ 201 ぼうさいおきなわ 202 ぼうさいおきなわ 203 ぼうさいおきなわ 204 ぼうさいおきなわ 205 ぼうさいおきなわ 206 ぼうさいおきなわ 207 ぼうさいおきなわ 208 ぼうさいおきなわ 209 ぼうさいおきなわ 210 ぼうさいおきなわ 211 ぼうさいおきなわ 212 ぼうさいおきなわ 213	知事公舎 危機管理センター 危機管理センター 危機管理センター 伊江村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 宮古島市

ぼうさいおきなわ	214	多良間村
ぼうさいおきなわ	215	石垣市
ぼうさいおきなわ	216	竹富町
ぼうさいおきなわ	217	与那国町
ぼうさいおきなわ	218	北部保健所
ぼうさいおきなわ	219	北部保健所
ぼうさいおきなわ	220	中部保健所
ぼうさいおきなわ	221	中部保健所
ぼうさいおきなわ	222	南部保健所
ぼうさいおきなわ	223	南部保健所
ぼうさいおきなわ	224	宮古保健所
ぼうさいおきなわ	225	宮古保健所
ぼうさいおきなわ	226	八重山保健所
ぼうさいおきなわ	227	八重山保健所
ぼうさいおきなわ	228	医療政策課
ぼうさいおきなわ	229	医療政策課
ぼうさいおきなわ	230	医療政策課
ぼうさいおきなわ	231	医療政策課
ぼうさいおきなわ	232	医療政策課
ぼうさいおきなわ	233	医療政策課
ぼうさいおきなわ	234	医療政策課
ぼうさいおきなわ	235	医療政策課
ぼうさいおきなわ	236	医療政策課
ぼうさいおきなわ	237	医療政策課
ぼうさいおきなわ	238	医療政策課
ぼうさいおきなわ	239	医療政策課
ぼうさいおきなわ	240	医療政策課
ぼうさいおきなわ	241	医療政策課
ぼうさいおきなわ	242	医療政策課
ぼうさいおきなわ	243	医療政策課
ぼうさいおきなわ	244	医療政策課
ぼうさいおきなわ	245	医療政策課
ぼうさいおきなわ	246	医療政策課
ぼうさいおきなわ	247	医療政策課
ぼうさいおきなわ	248	医療政策課
ぼうさいおきなわ	249	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	250	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	251	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	252	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	253	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	254	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	255	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	256	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	257	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	258	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	259	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	260	総合情報政策課
ぼうさいおきなわ	501	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	502	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	503	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	504	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	505	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	506	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	507	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	508	北部土木事務所
ぼうさいおきなわ	401	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	402	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	403	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	404	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	405	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	406	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	407	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	408	中部土木事務所
ぼうさいおきなわ	301	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	302	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	303	南部土木事務所

ぼうさいおきなわ	304	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	305	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	306	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	307	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	308	南部土木事務所
ぼうさいおきなわ	601	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	602	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	603	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	604	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	605	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	606	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	607	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	608	宮古事務所
ぼうさいおきなわ	701	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	702	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	703	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	704	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	705	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	706	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	707	八重山事務所
ぼうさいおきなわ	708	八重山事務所
ぼうさいじえいたい		防衛省自衛隊沖縄地方協力本部内

第1号様式 (第5条関係)

無 線 局 業 務 日 誌

無線従事者名		印		通信区分	通信回数	計	特記事項	査閲印
年	月	日	年					
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				
年	月	日		防 災				
				行 政				

第2号様式（第16条関係）

年 月 日

総括管理者 殿

機関名 _____

通信管理者名 _____

通信管理者等異動報告書

みだしのことについて、下記のとおり異動があったので報告します。

記

1 通信管理者
 所属課室名 _____ 職氏名 _____

2 通信管理者
 所属課室名 _____ 職氏名 _____

3 無線従事者

ふりがな 氏名	資格	免許の番号	配置年月日	所属課室名

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--